

相模原市公告

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定により大規模小売店舗の設置者から変更に関する届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、届出書及び添付書類は平成23年9月26日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の設置者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、平成23年9月26日までに、市長に対し、意見書を提出することができる。

平成23年5月24日

相模原市長 加山 俊夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
落合ビル
緑区中野997番地1
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
有限会社落合興産
緑区中野997番地1
代表取締役 落合 康文
- 3 変更した事項
(1) 設置者の住所

変更前	変更後
神奈川県 津久井郡津久井町中野1,034番地	神奈川県 相模原市緑区中野1,034番地

(2) 大規模小売店舗の所在地

変更前	変更後
神奈川県 津久井郡津久井町中野997番地1	神奈川県 相模原市緑区中野997番地1

4 変更の年月日

平成 22 年 4 月 1 日

5 届出年月日

平成 23 年 5 月 2 日

6 縦覧場所

中央区中央 2 丁目 1 1 番 1 5 号

相模原市環境経済局経済部商業観光課